

再々申入書

令和4年1月24日

〒078-8212

北海道旭川市二条通二十丁目641番地1

有限会社三景スタジオ

代表取締役 大西 康弘 殿

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

TEL:011-221-5884 FAX:011-221-5887

前略

貴社から頂きました令和3年9月28日付け回答書(以下「回答書」とします。)の内容につき、当法人において検討した結果、次のとおり再度の申し入れをいたします。

- 1 回答書では、貴社における各プランの [] とされていますが、この数字の具体的な根拠をご教示願います。

また、回答書では、売上が得られない [] の根拠となる事実を挙げられていますが、列挙された各事実を踏まえた上で確率が [] となる理由が不明確です。特に、キャンセルが出た後、予約が埋まるか否かにつきましては、撮影プラン毎に異なり得る、予約された時間帯の転用可能性にも影響されるものと存じ

ますので、その確率を一概に算出することは困難かと存じます。そこで、この点につきましても、貴社における撮影プランの具体的内容を踏まえ、改めてご説明ください。

- 2 回答書では、撮影までのサービス提供に平均3か月を必要とし、3か月を切ると十分なサービス提供に不具合を起こすリスクがあり推奨できないとされていますが、換言しますと、撮影4か月前～3か月前の期間においては、事前準備の時間を十分に取ることができるため、必ずしも売上が得られない確率が■■■■となることとの間に因果関係はないものと思料されます。したがって、貴社の説明を前提としましても、この期間を含めて一律にキャンセル料を■■■■と設定されていることは不適切かと存じます。
- 3 なお、「3か月後まで予約が困難な状態」とは、予約を入れようとしてもスケジュールが埋まっているため入れられないのか、あるいはスケジュールとしては入れられるものの、平均3か月程度の準備期間を必要とするため、あえて予約を入れられないのか、どちらの意味であるのかをご教示願います。

以上の次第ですので、本書面に対する貴社のお考えを、令和4年2月22日までに、当法人宛てにご回答くださいますようお願いいたします。

最後に、貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のご回答内容につきましては、当法人の活動目的のために公表させていただきますので、その旨、あらかじめ申し添えます。

草々